

# 認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

#### 第1条

この規程は、個人情報個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋（以下「本法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本法人の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

#### 第2条

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
2. 要配慮個人情報：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
3. 個人情報データベース等：特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
4. 個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
5. 保有個人データ：本法人が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
6. 本人：個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
7. 従業者：本法人の組織内にあつて、本法人の指揮監督を受けて、本法人の業務に従事する者をいう。
8. 個人情報保護管理者：本法人の個人情報保護に関する責任を担う者をいう。

### (本法人の責務)

#### 第3条

本法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2章 安全管理措置

## 第1節 組織的安全管理措置

### (組織体制)

#### 第4条

本法人は、原則として理事長が個人情報保護管理者とする。

2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理業務を従業者に委任することができ、業務に応じて複数指名できるものとする。(教育担当、問い合わせ窓口担当 等)

3 個人情報保護管理者および管理業務を委任された従業者は、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

### (自己点検)

#### 第5条

個人情報保護管理者は、個人情報保護に関する業務の自己点検担当者を指名する。自己点検担当者は個人情報の運用状況を確認後、必要に応じて記録を作成し、個人情報保護管理者に報告する。

2 個人情報保護管理者は、自己点検の結果を検証するとともに、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

### (情報漏えい事案等への対応)

#### 第6条

個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応は、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に基づき、理事長の責任により適切な対応を行う。

## 第2節 人的安全管理措置

### (教育・研修)

#### 第7条

個人情報保護管理者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、教育・研修の責任者となり、従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する担当者を指名する(教育担当者)。

2 教育担当者は教育・研修計画を策定し、個人情報保護管理者の承認を得る。

3 従業者は、教育担当者が主催する個人情報保護に関する教育を受けなければならない。

## 第3節 物理的安全管理措置

### (個人データを取り扱う区域の管理)

#### 第8条

本法人は個人情報取扱担当者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずるものとする。

### (機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

#### 第9条

本法人は管理区域及び取扱区域における個人データを取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講ずるものとする。

#### (電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

##### 第10条

本法人の従業員が、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

#### (個人データが記録された機器、電子媒体等の廃棄)

##### 第11条

個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、個人情報保護担当者が適切に廃棄することを確認するものとする。

#### 第4節 技術的安全管理措置

##### (アクセス者の識別と認証)

##### 第12条

本法人は、機器に標準装備されている各種制御機能（パスワードやアカウント等）により、個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業員を識別・認証するものとする。

#### (外部からの不正アクセス等の防止)

##### 第13条

本法人は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する方策を講ずるものとする。

#### 第3章 個人情報の利用目的の特定等

##### (利用目的の特定)

##### 第14条

本法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

#### (利用目的外の利用の制限)

##### 第15条

本法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前第14条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

#### 第4章 個人情報の取得の制限等

##### (取得の制限)

##### 第16条

本法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 本法人は、要配慮個人情報については原則として取得しないものとするが、本人の同意がある場合は、この限りでない。

3 本法人は、原則として本人から個人情報を取得するのが望ましいが、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 本人の同意があるとき。
2. 法令等の規定に基づくとき。
3. 個人の生命、身体又は安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
4. 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を円滑に達成し得ないと認められるとき。

## 第5章 個人データの適正管理

### (個人データの適正管理)

#### 第17条

本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

2 本法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止、その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 本法人は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

4 本法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

5 本法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

### (個人データの第三者提供)

#### 第18条

本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第6章 保有個人データの開示、訂正等

### (保有個人データの開示)

#### 第19条

本法人は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 本法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

#### （保有個人データの訂正等）

### 第20条

本法人は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく訂正、追加、削除又は利用停止するものとする。

#### （苦情対応）

### 第21条

本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理者とする。
- 3 個人情報保護管理者は、苦情対応の業務を従業者に委任することができる。

#### （従業者の義務）

### 第22条

本法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事会に報告するとともに、適切な措置を講じる。

## 第9章 雑則

#### （規程の細目及び運用）

### 第23条

この規程の実施に必要な事項は、別にマニュアル等で定めるものとする。

### 附則

この規程は、2020年2月1日から施行する。

2020年1月1日制定